

令和元年度京の農林女子力パワーアップ支援事業業務委託にかかる入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年8月9日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

(1) 業務委託の名称

令和元年度京の農林女子力パワーアップ支援事業業務委託

(2) 業務委託の仕様等

入札説明書及び令和元年度京の農林女子力パワーアップ支援事業業務仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年3月19日まで

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町(京都府庁第2号館4階)

京都府農林水産部農産課

電話番号 (075)414-5989 FAX 番号(075)414-4974

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間

令和元年8月9日(金)から令和元年8月19日(月)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。交付時間は、正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札説明会

令和元年8月13日(火) 午後1時から午後1時30分まで

場所：京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁2号館4階、農政課打合せスペース

3 入札に参加できない者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しないものを含む。)

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実が無くなった後2年間を経過しない者を含む。)

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 公告日の属する年の1月1日において直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 一般競争入札参加資格審査申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)に虚偽の事実を記載した者

エ 府内に事業所を設置していないもの

(2) 申請書等の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること

(3) 過去に同種の業務を遂行した実績がある者

5 入札参加資格審査の申請手続

入札参加資格審査を受けようとする者は、申請書等を提出し、入札参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、京都府知事(以下契約担当者という。)から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書等の交付期間等

ア 交付期間

令和元年8月9日(金)から令和元年8月19日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 交付場所

2の(1)に同じ。

ウ 交付方法

交付期間の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に配布する。

(2) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

エ 添付資料

申請書等には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

(ア) 法人にあつては商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者が制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法(明治29年法律第89号)第16条第1項の審判を受けた被補助人)でないことの証明書及び破産者で復権を得ない者でないことの証明書

(イ) 市町村等が発行する身分証明書(個人)

- (ウ) 京都府が発行する府税納税証明書
- (エ) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- (オ) 法人にあつては審査基準日の直前の2営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し
- (カ) 取引使用印鑑届
- (キ) 権限を営業所長等に委任する場合は、委任状

オ 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 入札参加資格を有する者の名簿への登載

3及び4について入札参加資格があると認定された者は、令和元年度京の農林女子力パワーアップ支援事業業務委託に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、一般競争入札参加資格審査結果通知書により、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和元年10月24日までとする。

9 入札参加資格の承継

(1) 入札参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3に該当する者及び4の（1）のアに該当しない者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると契約担当者が認めたときに限り、その入札参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により入札参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他契約担当者が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があつたときは、入札参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

10 入札参加資格の取消し

(1) 入札参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 入札参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格

を取り消し、その事実のあった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にし、又は業務内容、数量等に関して不正行為をしたとき

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(3) (1)又は(2)により入札参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

11 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年8月26日(月)午前10時

イ 場所

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁2号館1階、入札課入札室

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効又は失格

次のアからウのいずれかに該当する者のした入札は、無効又は失格とする。

ア 3に該当する者若しくは4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

12 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を

落札者から徴収する。

13 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、会計規則第 159 条第 2 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

14 その他

- (1) 1 から 13 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。